島田市ゆめ・みらい百人会議の概要

1 目的

市民が自主的に幅広い分野から参加する市民主体のまちづくりを推進するため、島田市ゆめ・みらい百人会議を設置する。

2 協議事項

- (1) 市のまちづくりに関する事項
- (2) 上記のほか、市のまちづくりを推進するために必要な事項

3 委 員

- ◇百人会議は、公募による概ね 100 人以下の委員で組織する。委員の任期は 2年とする (再任可)。
- ◇委員の身分はボランティアであり、委員へ報酬は支給しない。
- ◇活動中(会場と自宅間の移動を含む)の事故や怪我に対応するため、市が一括して傷害 保険(ボランティア保険)に加入。

4 百人会議の構成

- (1) 全体会:委員全員が一堂に会して行う会議。発足時の説明会や講習会・研修会の受講など必要に応じて開催する。
- (2) 分 科 会:百人会議における基本的な活動単位。テーマごとに複数の分科会を設置する。各分科会にリーダーを置く。
- (3) 合同会議:百人会議の代表および副代表、分科会リーダーで組織する。百人会議の運営に関する協議や提言書の調製などを行う。